長町における賑わいと交流の街並み形成促進業務委託 公募型提案審査随意契約(プロポーザル方式)募集要項

1 業務概要

(1) 委託業務名称

長町における賑わいと交流の街並み形成促進業務

(2) 業務の目的

長町地区の長町商店街エリア (旧国道 4 号沿線及びその界隈) において、歩行者空間や沿道環境のあり方など、歩いて楽しい街並み形成の検討に必要な調査・分析・試行実験等を行いながら、地元将来ビジョン案の作成を行うことを目的とする。

(3) 業務内容(業務の詳細は仕様書を参照)

- ア 歩いて楽しい街並み形成に係る地元将来ビジョン案(今後の方向性や方針)の作成
- イ 歩いて楽しい歩行者空間(歩道・道路活用を含む)形成のための基礎調査
- ウ 沿道活性化(低・未利用地や店先空間の活用等)のための基礎調査
- エ 地元将来ビジョン案検討のためのワークショップの企画・運営
- オ 方向性や方針を検討するための試行実験の企画・実施
- カ 機運醸成のための情報発信の実施

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日(金)までとする。

(5) 業務委託予定金額

7,700,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

2 参加資格

本業務に応募できるのは、本業務を的確に遂行する能力を有する法人又は法人以外の団体等若しくはそれら複数の者による共同企業体(以下「グループ」という。)であって、次の要件を全て満たす者とする。

なお、グループで参加する者にあっては、共同して提案を行う複数者の中から応募に係るグループ代表者を選定するものとし、その者はグループを代表して連絡調整等を太白区との間で行うものとする。

- (1) 公共空間の利活用による地域活性化を目的とした業務又はまちづくりに係る地域の合意 形成を図る業務に従事した実績を有すること。グループの場合は、グループ代表者がこれに 該当することとし、その他の構成員についてはこの限りではない。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定による一般競争入 札への参加制限、または仙台市「有資格業者に対する指名停止要綱(昭和60年10月29日市 長決裁)」第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表に掲げる要件に 該当しないこと。
- (4) 仙台市税(又は現在の本店所在地の市町村税)、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく、更生手続開始の申立中、又は更生手続き中でないこと。
- (6) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく、再生手続開始の申立中、又は再生手続き中でないこと。
- (7) 仙台市内に本店又は営業所を有し、本業務の主担当となる人員が当該事業所に在籍していること。グループの場合は、グループ代表者がこれに該当することとし、その他の構成員についてはこの限りではない。

3 スケジュール (予定)

令和5年6月1日	(木)	公募開始、参加表明書受付開始
令和5年6月6日	(火)	業務説明会の開催
令和5年6月9日	(金) 17 時まで	質問の受付期間
令和5年6月14日	(水) 17 時まで	質問への回答を仙台市ホームページに掲載
令和5年6月16日	(金) 17 時まで	参加表明書提出期限
令和5年6月21日	(水) 17 時まで	提案書提出者の選定及び通知、提案書受付開始
令和5年6月30日	(金) 17 時まで	提案書提出期限
令和5年7月3日	(月) から	書類審査開始
令和5年7月4日	(火) から	面談審査
令和5年7月7日	(金) まで	※詳細は提案書提出者にお知らせします。
令和5年7月11日	(火) まで	提案審査結果通知(受注候補者決定)
令和5年7月21日	(金)	契約締結、業務開始
令和6年3月29日	(金)	業務完了

4 業務説明会の開催(出席は任意)

(1) 日 時: <u>令和5年6月6日(火)9時30分</u>から(所要時間:1時間程度)

(2) 会 場:太白区役所 5 階第 2 会議室(仙台市太白区長町三丁目 1 番 15 号)

(3) 内容:業務内容説明、質疑応答

(4) 連絡先:太白区まちづくり推進部地域力推進担当 益田

電話番号 022-247-1111(内線 6182)

メールアドレス tai015020@city.sendai.jp

(5) 留意事項:・出席者は各者2名以内とする。

・説明会への参加の有無は選定の結果に影響しない。

・出席する際は、上記連絡先へ<u>令和5年6月5日(月)17時までに</u>連絡すること。

5 応募の手続き

(1) 質問及び回答

ア 質問方法:質問項目等を質問票(様式第1号)に記入し、令和5年6月9日(金)17時

までに電子メールで提出すること。

イ 回答方法:回答は、業務に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、令和5年6月

14日(水)までに仙台市ホームページに掲載する。

ウ 連絡先 : 太白区まちづくり推進部地域力推進担当 益田

メールアドレス: tai015020@city.sendai.jp

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限:令和5年6月16日(金)17時まで

イ 提出方法:参加表明書(様式第2号)に必要事項を漏れなく記入し、下記エ(イ)~(オ)の書

類とともに、下記ウの提出先に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までに提出すること。郵送の場合は、封筒に「参加表明書関係書類在中」の旨を記載し、書留郵便など配達の記録

が分かる方法により、期限までに到達するよう提出すること。

ウ 提出先 : 太白区まちづくり推進部地域力推進担当 益田

〒982-8601 仙台市太白区長町南三丁目 1 番 15 号

太白区役所 5F まちづくり推進課

エ 提出書類:

(7) 参加表明書(様式第2号) 1部

(4) 会社概要(様式第3号) 1部

※グループの場合は各構成員が一部ずつ作成の上、グループ代表者がまとめて提出すること。

- (ウ) グループの構成員一覧(様式第4号) 1部 ※グループによる共同提案の場合に提出すること。
- (エ) 市税の滞納がないことの証明書 1部

※市内に本店がある場合は、本店の所在地である区役所の税務会計課(所在地が宮城地 区または秋保地区である場合は該当総合支所の税務住民課)の窓口にて申請すること。

(オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(その3)の写し 1部 ※国税庁 HP を参照すること。

才 留意事項:

- (ア) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合及び<u>令和5年6月23日(金)</u>までに 提案書提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない ものとする。
- (4) 提出書類の作成及び提出に係る費用は参加表明者の負担とする。
- (ウ) 提出書類提出後の差替え及び再提出は不可とする。
- (エ) 提出書類は、提案書提出者を選定する用途以外には提出者に無断で使用しないものとする。また、受注候補者の選定後も提出書類は返却しないものとする。
- (オ) 提案書提出者の提出書類は、原則として仙台市情報公開条例(平成 12 年仙台市条例 第 80 号)の対象文書となるものとし、提案書提出者に選定されなかった事業者の提出 書類は、選定後に発注者が速やかに処分する。
- (カ) 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書を無効とするとともに、虚偽 の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

(3) 提案書類の提出

ア 提出期限:令和5年6月30日(金)17時まで

イ 提出方法:下記ウの提出先に持参又は郵送により提出し、持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までに提出すること。郵送の場合は、封筒に「提案書在中」 の旨を記載し、書留郵便など配達の記録が分かる方法により、期限までに到 達するよう提出すること。

ウ 提出先 : 太白区まちづくり推進部地域力推進担当 益田 〒982-8601 仙台市太白区長町南三丁目 1 番 15 号 太白区役所 5F まちづくり推進課

エ 提出書類:

(7) 提案申込書(様式第5号)
(4) 業務実績調書(様式第6号)
(ウ) 企画提案書(下記(4)参照)
(エ) 事業費見積書
5 部

才 留意事項:

- (ア) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、失格とする。
- (イ) 提出書類の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (ウ) 提出書類の提出後の差替え及び再提出は不可とする。
- (エ) 提出書類は、受注候補者を選定する用途以外には提出者に無断で使用しないものとす

- る。また、受注候補者の選定後も提出書類は返却しないものとする。
- (オ) 受注候補者の提出書類は、原則として仙台市情報公開条例(平成 12 年仙台市条例第 80 号)の対象文書となるものとし、受注候補者に選定されなかった提案提出者の提出 書類は、選定後に発注者が速やかに処分する。
- (カ) 虚偽の記載をした提案及び上記 1 (5) に示す委託予定金額を超える提案は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。

(4) 企画提案書の構成について

- ア表紙
- イ 長町の位置づけ、現状と課題の認識
- ウ 地元将来ビジョン案検討の実施方針(「歩いて楽しい街並み形成」に向けた業務全体を 進める上での考え方、手順、提案等)
- エ 下記の各業務を遂行するにあたっての考え方、進め方、提案等(条件あり)
- (ア) 歩いて楽しい街並み形成に係る地元将来ビジョン案の作成
 - ※歩道・道路空間の活用や沿道活性化等、歩いて楽しい街並形成に係る地元将来ビジョン案作成にあたっての基本的な考え方、手法等について記載すること。
- (イ) 歩いて楽しい歩行者空間(歩道・道路活用含む)形成のための基礎調査 ※調査すべき内容及びその手法も記載すること。
- (ウ) 沿道活性化(低・未利用地や店先空間の活用等)のための基礎調査 ※調査・分析すべき内容及びその手法も記載すること。
- (エ) 地元将来ビジョン案検討のためのワークショップの企画・運営 ※8 回以上開催すること。各回の想定するテーマ、意図及び内容も記載すること。
- (オ) 試行実験の企画・実施
 - ※実験の狙いと検証すべき内容、実験内容及びその手法、検証方法について記載すること。
 - ※1 回以上実施することとし、うち 1 回はあすと長町杜の広場等を会場に行われるイベントに合わせて JR 長町駅西口広場を活用し実施すること。それ以外に実施する場合も、長町商店街エリアでの実施を必須とする。
- (カ) 機運醸成のための情報発信の実施
 - ※シンポジウム形式の報告会を令和6年3月中に1回開催すること。
 - ※シンポジウム形式の報告会の広報の手法及び広報紙作成に資する技術提案を行うこと。
- オ 上記各業務のスケジュールをまとめた全体スケジュール
- カ 業務の実施体制
 - ※人員体制や各業務における構成員の役割も記載すること。また構成員の業務経験について、本業務における役割と類似する業務経験等がある場合は可能な範囲で記載すること。
 - ※構成員の他、本業務の遂行に資する専門家等有識者の招致を見込む場合は、その理由 と合わせて記載すること(ワークショップ及びシンポジウム形式の報告会における講 演等を想定)。
- キ その他提案に際し必要とすること

6 提案の審査及び契約の方法

- (1) 審査方法
 - ア 提案提出者の評価及び審査は「長町における賑わいと交流の街並み形成促進業務に係る 公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)による審査を行う。
 - イ 審査は、書類審査及び面談 (プレゼンテーション及びヒアリング) により、(3)の審査 基準に基づいて審査及び評価を行う。総合点の平均が 60 点以上かつ最も高い提案提出者

を受注候補者とする。最も高い点の提案提出者が複数いる場合は、事業費見積書の金額が 最も安価な者を受注候補者とする。

ウ 応募者が1者となった場合は、その者の総合点の平均が60点以上の場合に、受注候補者とする。

(2) 面談の実施日時及び会場

実施日は令和5年7月4日(火)から令和5年7月7日(金)の間で予定

- ※詳細な日時及び場所については、提案提出者及び審査委員会で調整の上決定する。
- ※プレゼンテーション方法についても別途通知するが、1応募者あたりの持ち時間は40分 (説明20分、質疑20分)以内を想定し、順次個別に行う。

(3) 審査項目・基準及び配点

【別紙】審査基準のとおり

(4) 審査結果

審査結果については、すべての提案提出者に対して<u>令和5年7月11日(火)</u>までに郵送により書面で通知する。なお、選定されなかった場合の理由について、通知日から7日以内(土日祝日を除く)に書面(様式は任意)での説明の要求があれば、書面を受理した日から10日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に書面により回答する。

(5) 契約の方法

- ア 契約については、受注候補者と契約内容について協議の上、合意に達した場合に、仙台 市契約規則に定める随意契約を締結する。なお、その者と合意に達しない場合には、次点 の者と順次協議を行い、合意に達した場合は、その者(ただし、本業務を適切に履行する 能力を有すると認められる者に限る)と契約を締結することとする。
- イ 決定された提案書の内容は、特記仕様書として契約時に採用することを基本とするが、 選定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務内容及び委託 費について、双方確認の上、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。
- ウ 別添「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。
- エ 本業務の契約は、発注者の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間若しくは業務 委託料の変更が必要となった場合に限り、変更することができるものとする。
- オ 契約業務に伴って取得した物品、特許権及び著作権は、市に帰属するものとする。

7 その他

次のいずれかに該当するときは提案を無効(失格)とする。

- (1) 「2 参加資格」の要件を満たさない場合又は受注候補者に選定の途中で当該要件を満たさなくなった場合
- (2) 本募集要項に定める手続、方法等を遵守しない場合
- (3) 本募集要項に定める提出書類で記載すべき事項が十分でない場合

【問い合わせ先】

太白区まちづくり推進部地域力推進担当 益田 〒982-8601 仙台市太白区長町南三丁目 1番 15 号 太白区役所 5F まちづくり推進課内

電話番号: 022-247-1111(内線 6182)

メールアドレス: tai015020@city.sendai.jp